

「経済安全保障法制に関する有識者会議」
経済安保海外事業促進制度に関する検討会合（第 1 回）
議事要旨

1 日時

令和 8 年 6 月 30 日（火）10 時 15 分から 11 時 30 分までの間

2 場所

オンライン開催

3 出席者

(委員)

青木 節子	千葉工業大学 審議役・特別教授
阿部 克則	学習院大学法学部 教授
上山 隆大	政策研究大学院大学 客員教授
北村 滋	北村エコノミックセキュリティ 代表
小柴 満信	Cdots 合同会社 共同創業者
長澤 健一	高岡 IP 特許事務所 顧問、大阪工業大学 客員教授
羽藤 秀雄	住友電気工業株式会社 代表取締役 副社長
原 一郎	日本経済団体連合会 専務理事
松本洋一郎	東京大学 名誉教授
三村優美子	青山学院大学 名誉教授
宮園 浩平	総合科学技術・イノベーション会議 常勤議員
渡井理佳子	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
渡部 俊也	東京科学大学 副学長（研究・イノベーション本部）

(政府側)

泉 恒有	内閣官房経済安全保障法制準備室長、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）
殿木 文明	内閣審議官
米山 栄一	内閣審議官
小多 章裕	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （総括・企画担当）
三宅保次郎	内閣参事官、内閣府政策統括官（経済安全保障担当）付参事官 （特定重要物資担当）
石黒 真理	財務省国際局開発政策課開発政策調整室長

4 議事概要

(1) 事務局説明

事務局より、特定海外事業の促進に関する基本指針（案）について説明。

(2) 自由討議

<委員からのコメント>

- 基本指針については、全体的に違和感はなく、よくまとめられていると評価している。一方、少し気になった点としては、資料1の「経済安全保障推進法等の改正概要」というページにおいて、想定される海外事業のイメージの一つとしてオープン RAN システムの導入事業が記載されているが、他の例と比べて対象となる理由等が分かりにくいと感じた。日本で開発した AI モデルやフィジカル AI 技術と、これを支える計算基盤を ASEAN 等へ展開するような事業も、本制度の具体例として位置付けることが考えられるのではないか。
- 基本指針が整備されつつある中で、認定特定海外事業について、初年度の認定件数や事業規模、JBIC による出融資規模などの見通し・イメージはあるのか。予算要求を行うに当たっても、このような見通しは必要になる。
- 基本指針は全体としてよくまとまっている。在外公館や JICA、JETRO 等との連携は、ある意味で戦略的な科学技術外交そのものであり、重要であるため、積極的に推進すべきである。他方、JBIC に対する主務官庁の評価について、国際情勢が極めて動的であることを踏まえ、評価の頻度や実施の枠組みをどのようにするのかについて検討すべきである。
- 事業環境の整備のための国際連携の推進に関し、「ODA を含む他国・地域との連携・協力」との記載について、JICA の ODA スキームを具体的に活用する想定なのか確認したい。ODA はもともと要請主義の枠組みで運用されているため、経済安全保障の観点で取り込もうとするとクロスする視点が出てくるのではないかと考える。
- 海外事業において、我が国の企業が海外のベンチャーキャピタルと組んでジョイントベンチャーを海外で展開する場合で、必要資金のかかなりの部分を海外ベンチャーキャピタルが拠出しているようなケースでの要請が増えてきていると思うが、こうしたケースにおける JBIC の出資支援には、本制度の対象としてどの程度の法的な縛りがかかることが可能なのか。
- 全体として分かりやすく整理されており、納得感のある内容であると評価できる。一

方で、海外の地上設備を用いた衛星通信サービス事業については、宇宙活動法との関係で法的整理が必要と考える。具体的には、当該設備が人工衛星管理設備に該当する場合、現行法上、日本の許可が不要となり、日本の管轄権が及ばない可能性がある点が課題とならないかが懸念される。こうした制度上の隙間に対し、どのように対応するかは確認すべきである。

- 事前に予算規模は示されていないが、明確な予算の上限が設けられていない中で、多額の予算が新勘定に措置された場合、損失額を資本金等の範囲内となるよう運用するという歯止めが効かなくなるのではないかという懸念がある。特に、JBIC の資本金は約 2 兆円であり、本制度によって JBIC の性格が変質する可能性について、どのように考えているのか。
- 全体として違和感なく理解できた。JBIC による劣後出資等の支援は、重要であると評価している。海外展開においては、日本側のメリットだけでなく、相手国にとっても雇用や利益の創出といった大きな利点がある。民間企業が事業を海外展開する際に行政に最も期待することは、資金支援に加え、相手国との調整機能である。例えば、サプライチェーン上の課題解消や標準化の推進、税制優遇や用地提供などの環境整備への関与が重要である。こうしたことを行政に手伝っていただけると産業界としては非常にありがたい。
- 国による情報提供や事業環境整備のための国際連携の推進に関して、政府は他国との連携の中で情報収集や事業環境整備の働きかけを行うことが可能である旨、明記いただいた。大いに期待したい。事業者にとっても安心感につながるのではないか。海外法人の扱いについては、有識者会議での議論を踏まえ、不要な制約を設けない方向となっている点は評価でき、この方針で進めるべきである。認定取消しについては、制度上必要だが、長い事業期間中には大きな環境変化が起こり得ることを踏まえ、事業者の意欲を入口で損なわないよう、慎重な運用が求められる。モニタリングについても重要ではあるが、劣後出資という支援方法を採用した経緯を踏まえ、事業者の過度な負担とならないよう適切に運用すべきである。
- 全体の方向性については評価できる。今後、実際に支援していくに当たっては、事業環境や競争状況等を踏まえたきめ細かな対応が必要となるが、その際、制度を実効的に運用するための人あるいは体制の裏付けが重要となる。このため、政府・JBIC では、モニタリングや評価を適切に行うための専門人材の確保や体制整備が不可欠である。また、制度の初期段階では、モデルとなる先行事例を重点的に形成していくことが望ましい。

- 本制度は、非常に野心的で挑戦的な枠組みであり、具体的な仕組みが今後構築されていくものとみている。一方、例えば、対象が重要技術になってくると問題が複雑化するため、必要な仕組みや体制整備をどのように進めるかが重要な課題となる。各省庁の事情や体制の違いも踏まえつつ、横断的に連携しながら実効性のある体制を構築していく必要がある。成功事例やモデルケースを着実に積み上げることで将来につながるのではないかな。

<事務局からの回答>

- オープン RAN は、あくまで想定イメージであり、必ずしも当該事業を実際に支援することを前提としたものではないが、オープン RAN 技術により特定の企業へのロックインを回避し、公正な競争を確保することで、日本の自律性を確保するという趣旨を説明する例としている。
- OESA の予算額については、現在、概算要求に向けて候補事業について各省庁と連携しつつ検討中のため、現時点で具体的な事業の規模感等を示すことは困難である。
- ODA との連携については、外務省も経済安全保障分野を含む ODA の戦略的活用に取り組んでいる。仮定の例であり、具体的な事業があるわけではないが、例えば、ODA によるインフラ整備と、そのインフラを前提として OESA による民間事業を行う、いわば上下分離方式のようなケースが考えられる。引き続き外務省等と連携しながら、戦略的活用を図る趣旨である。
- 宇宙活動法との関係や課題については、関係省庁に委員の問題意識を共有して対応する。
- 事業実施国との連携については、在外公館や JETRO 等の政府リソースを活用した情報収集に加え、外務省等を中心に相手国政府との調整を行い、必要に応じて事業所管省庁も協議に参加する形で対応していくことを想定している。

<財務省からの回答>

- JBIC の評価については、現行業務では年 1 回外部有識者に評価していただいているところであり、新業務についても少なくとも年 1 回程度の評価枠組みを設ける方向で検討している。
- 新制度では、政府による認定制度が導入されることから、従来以上に主務官庁が案件

ごとに JBIC とともに関与し、JBIC の適切なモニタリングについても監督していく考え。

- 海外ベンチャーキャピタルがメインとなるようなジョイントベンチャー等への出資案件も本制度の対象となり得るが、海外資本比率が高い場合にはモニタリングが困難となることも想定されるため、その点も踏まえつつ適切な管理の在り方を検討していく。
- JBIC の新業務については、現行勘定とは別に新勘定を設け、損益が現行業務に影響しないよう区分して運用する仕組みとしているが、御指摘のとおり JBIC 全体でのバランスも含めて必要な額についてよく検討する必要があると認識している。事業や予算要求のイメージについては、本制度は劣後出資等によって事業全体がバイアブルになるという難易度の高い取組であり、必要な情報や制度設計の詳細については、現在、精査・検討を進めている段階であるため、詳細な説明は困難であるが、制度が適切に機能するよう今後も具体化と調整を進めていく。

以上